



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
7 月 15 日
第 631 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示	
解除予定保安林（森林保全課）	1
○ 公 告	
令和 7 年度職業訓練指導員試験実施公告（労働雇用政策課）	1
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告（耕地課）	4
公共測量実施公告（用地事業支援課）	4
落札者決定の公告（教育総務課）	5
随意契約の相手方決定の公告（管理課）	5
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（東近江）	5
○ 公安委員会公告	
検定実施公告（生活安全企画課）	6
○ 雑 報	
環境影響評価方法書の縦覧公告	7
環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告	8

告 示

滋賀県告示第274号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次の保安林を解除予定保安林にする。

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 解除予定保安林の所在場所 守山市浮気町字東筋150－1
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

公 告

令和 7 年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 試験を実施する職種 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラ

ス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科

2 試験の科目 学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)

3 試験の免除 実技試験または学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は別表のとおり

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条の2第2項または第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 拘禁刑(※)以上の刑に処せられた者

※ 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第12条に規定する懲役および同法第13条に規定する禁錮を含む。

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時 令和7年10月17日(金)午前10時30分から正午まで

6 試験場所 滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号

7 受験手続

(1) 受験手続は書面申請または電子申請で行うことができる。

ア 書面申請の場合における受験申請書類 受験申請書(受験票および写真票を含む。)、履歴書、写真2枚(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)、受験資格を有していることを証明する書類および85円切手1枚(実技試験および学科試験の全部の免除を受けることができる者(以下「全免除者」という。))は切手不要とする。)

イ 電子申請の場合における受験申請書類 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦560px×横420px 解像度350dpi 程度のデータ)および受験資格を有していることを証明する書類

※ 電子申請は、滋賀県ホームページの職業訓練指導員試験サイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上に従い、受験申請書および履歴書の作成ならびに写真および証明書のアップロードを行うことができる。

※ 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

(2) 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、別表の左欄に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

(3) 申請書類の提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(4) 申請書類の提出期間 令和7年9月1日(月)から令和7年9月12日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送の場合は、令和7年9月12日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

(5) 受験手数料 3,100円

※ 書面申請の場合、滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付し、またはキャッシュレス決済をすること。

※ 電子申請の場合、しがネット受付サービスによるクレジットカード決済となる。

※ 全免除者は、手数料は不要とする。

※ 納付された手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(6) 受験票の交付 書面申請の場合は、受験申請書類の提出期間終了後に郵送する。電子申請の場合は、受験申請書類の提出期間終了後にメールで送付する。

(7) 全免除者の受験手続 全免除者の受験手続は、(4)の申請書類の提出期間に限らず、通年で行うことができる。

また、全免除者は、受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は(1)および(2)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書を提出するとともに、免許交付手数料を納付するものとする。職業訓練指導員免許申請書および免許申請手数料については、滋賀県ホームページの労働雇用政策課申請書等一覧 (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104110.html>) を確認すること。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、(6)の受験票の交付は行わない。

8 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

9 合格発表 令和7年11月11日(火)に合格者の受験番号を滋賀県公報で公示するとともに、合格者本人宛てに通知する。全免除者の合格発表は、本人宛ての通知のみを行う。

なお、口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 令和7年11月11日(火)から令和7年12月11日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

(4) 持参するもの 職業訓練指導員試験受験票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

(5) 開示する内容 得点

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話等による問合せには、一切応じない。

10 その他

(1) 受験申請書は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課、県内各合同庁舎および県内各職業能力開発施設において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、1部の場合は切手180円分を同封の上、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課に申し込むこと。

(3) 試験についての問合せ先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 電話 077-528-3755

別表

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級の技能検定に合格した者(バルコニー施工または電子回路接続の技能検定に合格した者を除く。)	実技試験の全部および学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法および関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員	学科試験のうち関連学科

養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程または特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程または特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学または高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営犬上川地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営犬上川地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和 7 年 7 月 15 日から令和 7 年 8 月 20 日まで
- 3 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課、彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課、甲良町産業課および多賀町産業環境課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/344984.html>)でも閲覧することができる。

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
- (3) 意見書の提出期限および提出先
- ア 提出期限 縦覧期間満了の日
- イ 提出先 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課 〒522-0071 彦根市元町 4 番 1 号

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 愛知郡愛荘町西出

- 3 作業の期間 令和 7 年 6 月 20 日から令和 8 年 3 月 25 日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の地域 大津市南滋賀町
- 3 作業の期間 令和 7 年 7 月 20 日から令和 7 年 10 月 20 日まで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 案件名および数量 滋賀県立学校における学習者用コンピュータの購入（i P a d） 2,312 台
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4518
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 5 月 19 日（月）
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社ウチダビジネスソリューションズ 代表取締役 高田保 大津市におの浜三丁目 4 番 34 号
- 5 落札金額 103,768,885 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 7 年 4 月 11 日（金）

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県物品・役務電子調達システム機能一部改修業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県会計管理局管理課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和 7 年 5 月 13 日（火）
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本電気株式会社京都支店 支店長 林誠一 京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8
- 5 随意契約に係る契約金額 42,900,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年 7 月 15 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
Coco色 取りどりと ケアファミ リー	近江八幡市出 町425番地11	合同会社ケア ファミリー	近江八幡市出 町425番地11	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和7.7.1	2510400506
訪問介護ス テーション ロイズ	東近江市八日 市東本町1ー 6	合同会社ロイ ズ	近江八幡市安 土町常楽寺 941ー9	居宅介護 重度訪問介護	令和7.7.1	2510500891

公 安 委 員 会 公 告

検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき次のとおり検定を実施する。

令和7年7月15日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

1 検定の種別、級、定員および実施期日

種 別	級	定員	実 施 期 日	
交通誘導警備業務	2級	7人	学科試験	令和7年10月17日(金)午前10時から正午まで
			実技試験	令和7年12月5日(金)午前10時から午後5時まで
雑踏警備業務	2級	7人	学科試験	令和7年10月17日(金)午後2時から午後4時まで
			実技試験	令和7年12月12日(金)午前10時から午後5時まで
施設警備業務	2級	7人	学科試験	令和7年10月17日(金)午後2時から午後4時まで
			実技試験	令和7年12月19日(金)午前10時から午後5時まで

2 実施場所

(1) 学科試験 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部

(2) 実技試験 蒲生郡日野町大字北脇1番3 滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊

3 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に所属する警備員

4 受検申請手続等

(1) 申請期間 令和7年9月12日(金)から同月24日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 申請場所

ア 滋賀県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課

イ 滋賀県内の営業所に所属する警備員 所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

ウ 次の書面のうち該当するもの1通

(イ) 滋賀県内に住所を有する者 住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カード(表側に限る。))の写し、公的機関が申請者の住所地宛てに発行した郵便物等その他の住所が明らかとなる書面)

(ロ) 滋賀県内の営業所に所属する警備員 当該営業所に所属することを疎明する書面

(4) 申請の方法 検定を受検しようとする者は、(2)に示す場所に、(3)に掲げる書類を持参し、提出すること。

5 検定手数料 検定申請書提出時に、交通誘導警備業務2級にあつては14,000円、雑踏警備業務2級にあつては13,000円、施設警備業務2級にあつては16,000円を納付すること。なお、検定申請を受理した後は、納付した検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付 申請を受理した警察署において、後日、受検票を交付する。

7 検定の方法 検定は、学科試験および実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。なお、実技試験を受検する者が実技試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、その者に対する試験を中断し、以後の実技試験を行わないことがある。

8 検定内容

(1) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

(1) 検定当日の受付手続 検定当日は、開始時刻の30分前から開始時刻までの間に、試験会場において受付手続を終えること。

(2) 携行品 検定当日は、受検票および筆記用具を必ず持参すること。なお、実技試験当日は、前記携行品に加え警笛、運動靴および雨衣を持参するとともに、警備員である受検者にとっては、制服および制帽を着用すること。

10 検定に関する問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話077-522-1231）または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

11 その他 天災その他不可抗力の事態により、検定日、場所等を変更し、または検定を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

雑

報

環境影響評価方法書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第6条第1項の規定に基づき、近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事および甲賀市長に送付しましたので、

同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。

令和7年7月15日

- 1 公告する事業者 近江バラス株式会社 代表取締役 松下満康
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 近江バラス株式会社 代表取締役 松下満康 甲賀市土山町南土山乙402番地
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業
 - (2) 種類 廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場)の設置
 - (3) 規模 対象事業実施区域 約26.0ヘクタール、埋立面積 約11.8ヘクタール
- 4 対象事業実施区域 甲賀市土山町南土山地区
- 5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲
甲賀市土山町南土山、土山町大澤、土山町北土山、甲賀町岩室、甲賀町大原上田および甲賀町神
- 6 環境影響評価方法書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県甲賀環境事務所(甲賀市水口町水口6200番地)
甲賀市役所生活環境課(甲賀市水口町水口6053番地)
甲賀市土地地域市民センター(甲賀市土山町北土山1715番地)
近江バラス株式会社(甲賀市土山町南土山乙402番地)
なお、近江バラス株式会社ホームページ(<https://ohmi-ballast.jp/>)でも電子縦覧を行っています。
- 7 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間 令和7年7月16日から令和7年8月15日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出 当該環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から意見のある方は、令和7年7月16日から令和7年8月29日までの間に近江バラス株式会社(〒528-0212 甲賀市土山町南土山乙402番地)宛てに意見書を郵送、または各縦覧場所に設置する意見書箱へ投函してください。なお、意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、近江バラス株式会社ホームページ(<https://ohmi-ballast.jp/>)からダウンロードできます。郵送に関しては令和7年8月29日の消印分まで受付を行います。
- 9 この公告で示した事項に係る問合せ先 近江バラス株式会社 電話 0748-66-0182 担当 松下

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第7条の2第1項の規定に基づき、近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年7月15日

- 1 公告する事業者 近江バラス株式会社 代表取締役 松下満康
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 近江バラス株式会社 代表取締役 松下満康 甲賀市土山町南土山乙402番地
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業
 - (2) 種類 廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場)の設置
 - (3) 規模 対象事業実施区域 約26.0ヘクタール、埋立面積 約11.8ヘクタール
- 4 対象事業実施区域 甲賀市土山町南土山地区
- 5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲
甲賀市土山町南土山、土山町大澤、土山町北土山、甲賀町岩室、甲賀町大原上田および甲賀町神
- 6 説明会を開催する日時および場所
 - (1) 日時 令和7年7月25日(金)19時から21時まで
令和7年7月26日(土)10時から12時まで
令和7年8月4日(月)19時から21時まで
 - (2) 場所 土山開発センター大集会室(甲賀市土山町北土山1715番地)

7 この公告で示した事項に係る問合せ先 近江バラス株式会社 電話 0748-66-0182 担当 松下

